農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案新旧対照条文

農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号)

(傍線の部分は改正部分)

2・3 (略) 二・三 (略) 号及び第八十七号に掲げる事務	号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第よる交付金の交付に係るものに限る。)、第付金の交付に関する法律(平成十八年法律第	十四号、第二十五号(農一 第四条第四号から第六に掲げる事務を分掌する。	第二十一条 北海道農政事務所は、(北海道農政事務所)	改
る事務	号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五よる交付金の交付に係るものに限る。)、第五十一号、第五十二付金の交付に関する法律(平成十八年法律第・・・号)の規定に	十四号、第二十五号(農業の担い手に対する経営安定のための交第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第掲げる事務を分掌する。	所は、農林水産省の所掌事務のうち、次	正 案
2・3 (略) 二・三 (略)	る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務	十四号、第五十一号、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限一(第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第に掲げる事務を分掌する。	第二十一条(北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次(北海道農政事務所)	現

食料・農業・農村基本法 (平成十一年法律第百六号)

傍絼	
の部分に	
(改正部分)	

に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)及び農業の担い手名法律(平成六年法律第百十三号)、食品循環資源の再生利用等の	うな書へびないことを記している。「「「「「「「「「」」」」「「「」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」	置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品流通構造改善促進法(サディのオディの第二人名 (1) 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	易去(召印四十六手去聿第三十五号)、肉用子キ主産安定等寺引昔地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、卸売市	産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)、農業振興価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)、加工原料乳生	価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖の	果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の	用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、	飼料需給安定法 (昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉	百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、	四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法 ( 昭和二十五年法律第二	3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法 (昭和二十	2 (略)	第四十条 (略)	(権限)	改正案
の権限に属させられた事項を処理する。の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)の規定によりそる法律(平成六年法律第百十三号)及び食品循環資源の再生利用等	のは、では、では、これでは、これで、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品流通構造改善促進法(サライ明和17~7年)(1987年)、1987年)、1987年)(1987年)	易去へ召印四十六手去聿第三十五号)、肉用子キ主産安定等寺引昔地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、卸売市	産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)、農業振興価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)、加工原料乳生	価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖の	果樹農業振興特別措置法 (昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の	用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、	飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉	百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、	四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法 ( 昭和二十五年法律第二	3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法 (昭和二十	2 (略)	第四十条 (略)	(権限)	現行

		する。	法律第
			号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理